

「穴あきダムについて」（第 37 回流域委員会参考資料 3）  
に対する兵庫県の見解

1．ダムの存在自体が周辺の景観を破壊し、局所的な気象の変化をもたらす。

（県の見解）

- ・景観への配慮として周辺緑化（ダムが見えにくくなるような景観木を植える等）などの方法が考えられる。
- ・普段は貯水しないため、気温の変化、風向の変化（上下流遮断）の変化は軽微と考えられる。

2．穴あきダムといってもまったく水をためないわけではなく、土砂の流下や生物などの移動を妨げるといった環境への悪影響がある。

（県の見解）

- ・穴あきダムには、常時に貯水するタイプと常時は貯水しないタイプの 2 タイプあり、新規ダムは常時は貯水しないタイプで検討している。
- ・は常時に貯水するためにダムの中段に放流孔を設ける必要があることから、土砂の流下や生物の移動を妨げるが、は常時に貯水する必要がなく、河床部に設ける放流孔も大きい（6 m × 2 基）ために土砂の流下や生物の移動を妨げる影響は軽微である。

3．水質への影響が懸念される。

（県の見解）

- ・洪水時以外は水を貯めないため、影響は軽微と考えている。

4．一定規模以上の洪水に対してしか所定の流量調節機能を発揮しない。

（県の見解）

- ・今回、さまざまな降雨規模での効果量の算定を行ったところ、洪水調節効果量の大小はあるが、それぞれ流量調節機能は発揮すると考えている。

5．放流孔が閉塞される危険性がある。

（県の見解）

- ・放流孔が大きいと流出土砂で閉塞する可能性は低いと考えるが、安全性に配慮して放流孔上流側に大きな転石等の流下を防止する過透性の施設の必要性について検討する必要がある。（転石径と掃流力、その他の流下物）
- ・流木等による閉塞防止については、放流孔流入部の形状やスクリーン等配置の対策を行う必要がある。（模型実験が必要）

6．湛水試験を行わない場合は安全性に不安を残す。

（県の見解）

- ・水を貯めずにダム及び貯水池周辺の安全性を確認する方法が現時点ではないため、試験湛水は必要と考えている。